

TAC（漁獲可能量）期中改定の基本ルール

平成21年 5月公表

平成21年11月一部改正

I 目的

資源の将来予測に精度の限界があること等への対応として、直近の資源の状況を踏まえつつ、必要に応じてTACを漁期中に改定（＝期中改定）すること、また、その手続きを対外的にわかりやすく示すことが求められている。

このため、このルールでは、対象魚種の資源や漁場形成の状況等を踏まえてTACを漁期中に改定する場合の基本的な手続きを定める。

（注：本ルールでは、資源状況に対応した期中改定について定めるものであり、これ以外にも社会経済的要因等によって期中改定を行うことがある。）

II 対象

本ルールでは、次の場合におけるTAC期中改定手続きを対象とする。

【ケース1】資源再評価結果に基づくTAC改定

新たなデータに基づく資源再評価（ABC再算定）の結果を踏まえて、TACの改定を行うケース

【ケース2】漁場形成に応じた配分量の調整にともなうTAC改定

過去の漁獲実績シェアに基づく都道府県等への当初配分数量について、実際の漁獲の状況（＝魚群の来遊状況）に応じて調整（追加配分）を行うケース

【ケース3】主たる生息水域が外国水域にある資源等のTAC改定

主たる生息水域が外国水域にあるスケトウダラ資源等について、我が国水域への最大の来遊量に対応できるよう、過去7年（又は5年）の漁獲量の最大値をベースにTACを設定しているが、直近の来遊状況に対応してTACの改定を行うケース

III TAC期中改定の方法

1 TAC改定案の作成

資源や漁場形成の状況等から、漁期開始前に設定されたTAC数量（以下、「当初TAC」という。）に変更を加える必要があると考えられる場合には、以下の手続きにより、TAC改定案を作成する。

(1) ケース1：資源再評価結果に基づくTAC改定

① 資源再評価（ABC再算定）

漁期開始後の資源状況（資源量等）がTAC設定時の想定と異なると考えられる場合には、状況に応じて資源再評価（ABC再算定）を実施する（以下、「臨時再評価」という。）。なお、TAC設定に用いた当初ABCは、毎年の資源評価作業において再算定が行われ、9月頃に公表される（以下、「ルーチン再評価」という。）ことから、この結果を必要に応じて活用する。

再評価の具体的な手続き等については、別紙（「魚種ごとの資源再評価の対応について」）の考え方に基づき、別途定める。

② TAC改定案の作成

TAC改定案は、①のABC再算定値をベースに作成する。その際、TAC設定の中期的な管理方針を踏まえるとともに、当初TAC設定時に採用された漁獲シナリオに基づくABCを用いることを基本とする。

③ 留意事項

漁業・加工流通業者等への影響を考慮し、基本的に、当該漁期年における期中改定の回数は1回とし、漁期年の最終月の改定は行わないものとする。

(2) ケース2：漁場形成に応じた配分量調整のためのTAC改定

① 対象魚種

漁場形成の年変動が大きいまあじ、まいわし、さば類を対象とする。

② 手続きの開始

一部の都道府県等において、ケース1のような資源状況にあるとは認められないものの、漁場形成の偏りから良好な漁場形成がみられ、当初配分数量について魚群の来遊状況（実際の漁獲状況等により判断する）に応じた調整が必要と考えられる場合には、③以下の方法により追加配分必要量の算定を行う。なお、一連の手続きには一定の時間を要することから、都道府県は、漁場形成の状況が通常年と異なると認める場合には、時間的余裕をもって国に連絡する。

③ 追加配分必要量の算定

漁獲情報等（過去5か年の月別漁獲実績等）を用いて、当該年の漁期末までの漁

獲量見込みを期間ごとの比率等に基づき算出し、当該都道府県の意見を聴いたうえで、これと当初配分量との差を1000トン単位に切り上げたものを追加配分必要量とする。

④ TAC改定案の作成

ア 全体の採捕見込み数量の算出

③で求めた追加配分必要量にその他配分先（大臣管理漁業・都道府県）の漁期末までの採捕見込み数量を加え、全体の採捕見込数量を算出する。

（注：当初配分数量について、全体の採捕見込み数量を確認するもの。）

イ TAC改定案の作成

アで求めた漁期末までの各配分先の合計採捕見込数量が、当初TAC数量を上回らない場合に、当初TAC数量と追加配分必要量を合計したものを作成する（下記参考を参照）。

（参考）海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（抜粋）

第3の4（注2）

まじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、1及び2に基づいて設定した数量（以下、「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする（5に該当する場合を除く）。

（3）ケース3：主たる生息水域が外国水域にある資源等のTAC改定

① 対象となる資源

主たる生息水域が外国水域にある資源（すけとうだらオホーツク海南部・根室海峡及びずわいがにオホーツク海系群）等

② TAC改定案の作成

TAC設定時の想定と異なり、我が国水域への大量の来遊が認められた場合については、これら資源については現状では生息水域全体に対する定量的な資源評価が困難であること等を踏まえ、CPUE（単位努力量当たり漁獲量）等により資源状況を定性的に検討しつつ、直近数ヶ月の漁獲量等のデータを参考に漁期末

までの漁獲見込み数量を算出する。さらに、外国水域における資源の情報等を参考にしつつ、資源への影響に留意して、TAC改定案を作成する。

③ 留意事項

漁業・加工流通業者等への影響を考慮し、当該漁期年におけるTAC期中改定の回数は1回とすること、また、漁期年の最終月の改定は行わないことを基本とする。

2 TAC改定の手続き

1で作成されたTAC改定案について、パブリック・コメントを行ったうえで、水産政策審議会の意見を聴いてTACの改定を行う。

(別紙)

魚種ごとの資源再評価の対応について（ケース1関係）

1 近年のTAC期中改定の実施状況

(1) すけとうだら、まいわし、まさば及びごまさば並びにずわいがにでは、近年、資源評価の見直しを踏まえてTACの期中改定を実施した。これは、これらの魚種は、海洋環境等の条件が良い年には豊度の高い群（卓越年級群）が発生するなど、資源状況が変動しやすく将来予測が困難であることが主な理由と考えられる。

(参考) 近年の期中改定実績（資源評価の変更によるもの）

16年	17年	18年	19年	20年
すけとうだら (ルーチン*1) ずわいがに (ルーチン*1)	さば類 (ルーチン*1)	さば類 (臨時*2)	まいわし (臨時*2) さば類 (ルーチン*1)	さば類 (ルーチン (補正)*3)

(注) *1：毎年度の作業で得られるルーチン再評価結果を使用

*2：臨時再評価を実施し、その結果を使用

*3：ルーチン再評価結果を直近のデータを用いて補正

(参考) 資源再評価の方法について

【ルーチン再評価】

毎年度の資源評価作業（翌年ABCを算出）の一環として実施されるもので、前年度算出したABCについて、その後得られた漁獲データ、調査船調査の結果等を追加し、同じ方法で再算定するもの。例年、当年度のABC算定結果とともに公表される。

【臨時再評価】

大きな年級群の発生等によって、直近の資源評価（ABC値）で想定されている資源の状況（資源量、年齢構成等）と実際の資源状況が異なると考えられる場合等に、利用可能な最新のデータを用いて、必要に応じ、随時ABCを再算定するもの。使用するデータの種類・量が異なることから、ルーチン評価とは異なるABC算定方法が必要となる。

(2) さんま、まあじ、するめいかについては、近年、（資源の変動を踏まえた）期中改定の実績はない。その理由としては、これら魚種でも、海洋環境条件等によって資源が変動することはあるものの、資源水準に比べて漁獲割合が高くなないこと等から、資源の状況に応じて、TACを見直す必要性が低かったためと考えられる。

2 資源再評価の対応について

上記1における魚種の特徴等を踏まえ、資源再評価の対応については、以下のとおりとする。

(1)まいわし（太平洋系群）(注1)並びにまさば及びごまさば

卓越年級群の発生がみられるなど資源の変動が特に大きく、将来の発生量の予測は難しいことから、資源評価と実際の資源状況との乖離が生じることが多い。このため、資源の変動に応じて、直近のデータにより適切なタイミングで資源再評価を行うための態勢を確保するため、ルーチン或いは臨時再評価の具体的な実施体制、手続き等について、別途定めて公表する。

(2)すけとうだら（日本海北部系群・太平洋系群(注2)）

底魚類であることから資源変動は浮魚類ほど大きくないが、資源評価と実際の資源状況との乖離がみられる場合があることから、9月頃に公表されるルーチン再評価の結果を状況に応じて用いる。なお、太平洋系群については、海流の影響などによって状況が変化する可能性も考慮して再評価を行うこととする。ルーチン再評価の方法等については、あらためて整理の上、別途定めて公表する。

(臨時再評価については、状況に応じて、他魚種の事例を参考にしつつ検討を行う。)

(3)ずわいがに（日本海系群・太平洋北部系群(注2)）

底魚類であり浮魚類ほど資源変動は大きくないが、資源評価と実際の資源状況との乖離がみられる場合がある。ずわいがにの主漁期は11月頃から(TAC管理期間は7月～翌6月)であり、9月頃にルーチン再評価の結果が公表されることから、状況に応じてこの結果を用いる。ルーチン再評価の方法等については、あらためて整理の上、別途定めて公表する。

(臨時再評価については、状況に応じて、他魚種の事例を参考にしつつ検討を行う。)

(4)さんま、まあじ及びするめいか

状況に応じて、9月頃に公表されるルーチン再評価の結果を用いることとする。ルーチン再評価の方法等については、あらためて整理の上、別途定めて公表する。

(臨時再評価については、状況に応じて、他魚種の事例を参考にしつつ検討を行う。)

(注1)まいわしについては、定量的な資源評価を実施している太平洋系群が該当する。

(注2)すけとうだらについては、定量的な資源評価を実施している日本海北部系群及び太平洋系群が、ずわいがにについては、同じく定量的な資源評価を実施している日本海系群及び太平洋北部系群が該当する。